

# ○茨城県公安委員会事務専決規程

昭和38年11月25日  
公安委員会規程第1号

〔沿革〕 昭和39年7月公安委員会規程第5号、9月第6号、12月第8号、40年5月第2号、7月第5号、9月第6号、41年8月第3号、12月第6号、42年1月第2号、3月第3号、9月第5号、43年3月第1号、46年3月第1号、5月第2号、48年11月第2号、49年3月第1号、50年4月第1号、53年12月第5号、54年3月第1号、55年3月第2号、56年1月第1号、6月第2号、57年9月第2号、58年1月第2号、3月第4号、60年3月第1号、61年3月第1号、62年1月第1号、3月第3号、6月第4号、63年3月第1号、第2号、平成2年8月第1号、12月第2号、3年3月第2号、5月第3号、7月第4号、4年3月第3号、6年5月第1号、8月第2号、9月第3号、12月第4号、7年6月第1号、8月第2号、11月第3号、12月第4号、8年5月第2号、6月第4号、第6号、9年3月第1号、6月第2号、11月第3号、10年3月第1号、7月第2号、11年2月第1号、3月第2号、12年6月第2号、12月第3号、13年3月第1号、6月第5号、9月第6号、14年5月第3号、15年4月第1号、6月第2号、12月第7号、16年3月第1号、5月第2号、11月第3号、17年5月第3号、11月第5号、18年3月第2号、5月第4号、19年5月第2号、12月第6号、20年2月第1号、3月第3号、5月第5号、6月第6号、7月第7号、11月第9号、12月第11号、21年5月第4号、第6号、12月第7号、22年4月第1号、23年5月第2号、24年3月第1号、10月第3号、26年2月第1号、3月第3号、5月第4号、27年3月第3号、8月第4号、28年3月第1号、6月第5号、11月第7号、29年2月第2号、3月第3号、第5号、5月第6号、6月第7号、30年10月第2号、12月第3号、令和元年12月第2号、2年3月第4号、11月第9号、3年3月第2号、4年3月第1号、第2号改正

茨城県公安委員会事務専決規程を次のように定める。

茨城県公安委員会事務専決規程

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の権限に属する事務のうち、常時、公安委員会に代わって決裁すること（以下「専決」という。）ができる事務に関して必要な事項を定めるものとする。

(警察本部長の専決事務)

第2条 警察本部長は、別表の1に掲げる事務を専決することができる。

(部長の専決事務)

第2条の2 警察本部の部長のうち、別表の2から6までに掲げる部長は、それぞれ当該部長の専決事務の表に掲げる事務を専決することができる。

(課長等の専決事務)

第

3条 警察本部の課長等（茨城県警察組織規則（平成21年茨城県公安委員会規則第5号）第57条第1項の課長、隊長及び運転免許センター長並びに第58条の2の県民安心センター長をいう。以下この条において同じ。）のうち、別表の7から20までに掲げる課長等は、それぞれ当該課長等の専決事務の表に掲げる事務を専決することができる。

（警察署長の専決事務）

第4条 警察署長は、別表の21に掲げる事務を専決することができる。

（警察署の課長の専決事務）

第4条の2 警察署の課長は、別表の22に掲げる事務を専決することができる。

（専決の制限）

第5条 前5条の規定にかかわらず、専決者において当該事務が重要又は異例に属すると認めるときは、第2条に規定する事務にあつては公安委員会の、第2条の2、第3条、第4条及び第4条の2に定める事務にあつては警察本部長の決裁を受けなければならない。

2 警察本部長は、前項の規定により第2条の2、第3条、第4条及び第4条の2に規定する事務を決裁することとなった場合において、必要があると認めるときは、当該事項について公安委員会の決裁を受けるものとする。

（報告）

第6条 警察本部長は、前6条の規定により処理した事務のうち、別表報告の要否欄に「毎月」とある項に掲げる事項にあつては1月ごとに、「四半期」とある項に掲げる事項にあつては四半期ごとにその概要を取りまとめ公安委員会に報告しなければならない。

（細則の委任）

第7条 この規程の実施のため必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

1 この規程は、昭和38年12月1日から施行する。

2 風俗営業等取締法関係法令取扱規程（昭和34年茨城県公安委員会規程第2号）は、廃止する。

3 質屋営業関係法令取扱規程（昭和32年茨城県公安委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

4 古物営業関係法令取扱規程（昭和32年茨城県公安委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

5 金属くず取扱業関係法令取扱規程（昭和32年茨城県公安委員会規程第5号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

6 銃砲刀剣類所持等取締法取扱規程（昭和33年茨城県公安委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

- 7 火薬類取締りに関する事務取扱規程（昭和36年茨城県公安委員会規程第1号）は、廃止する。
- 8 茨城県自動車等運転者行政処分規程（昭和35年茨城県公安委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 （昭和39年7月17日公安委員会規程第5号）  
この規程は、昭和39年8月1日から施行する。

附 則 （昭和39年9月1日公安委員会規程第6号）  
この規程は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和39年12月25日公安委員会規程第8号）  
この規程は、昭和40年1月1日から施行する。

附 則 （昭和40年5月28日公安委員会規程第2号）  
この規程は、昭和40年6月1日から施行する。

附 則 （昭和40年7月15日公安委員会規程第5号）  
この規程は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和40年9月1日公安委員会規程第6号）  
この規程は、昭和40年9月1日から施行する。

附 則 （昭和41年8月1日公安委員会規程第3号）  
この規程は、昭和41年8月1日から施行する。

付 則 （昭和41年12月23日公安委員会規程第6号）  
この規程は、昭和42年1月1日から施行する。

附 則 （昭和42年1月12日公安委員会規程第2号）  
この規程は、公布の日から施行し、昭和42年1月10日から適用する。

附 則 （昭和42年3月23日公安委員会規程第3号）  
この規程は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則 （昭和42年9月30日公安委員会規程第5号）  
この規程は、昭和42年10月1日から施行する。

附 則 (昭和43年3月28日公安委員会規程第1号)  
この規程は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46年3月25日公安委員会規程第1号)  
この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46年5月14日公安委員会規程第2号)  
この規程は、昭和46年5月20日から施行する。

附 則 (昭和48年11月21日公安委員会規程第2号)  
この規程は、昭和48年11月22日から施行する。

附 則 (昭和49年3月22日公安委員会規程第1号)  
この規程は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年4月1日公安委員会規程第1号)  
この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年12月13日公安委員会規程第5号)  
この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年3月8日公安委員会規程第1号)  
この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年3月13日公安委員会規程第2号)  
この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年1月8日公安委員会規程第1号)  
この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年6月24日公安委員会規程第2号)  
この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年9月29日公安委員会規程第2号)  
この規程は、昭和57年10月2日から施行する。

附 則 (昭和58年1月13日公安委員会規程第2号)  
この規程は、昭和58年1月15日から施行する。

附 則 (昭和58年3月9日公安委員会規程第4号)  
この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月20日公安委員会規程第1号)  
この規程は、昭和60年3月20日から施行し、昭和60年2月13日から適用する。

附 則 (昭和61年3月27日公安委員会規程第1号)  
この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年1月7日公安委員会規程第1号)  
この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年3月25日公安委員会規程第3号)  
この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年6月3日公安委員会規程第4号)  
この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年3月2日公安委員会規程第1号)  
この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年3月31日公安委員会規程第2号)  
この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年8月29日公安委員会規程第1号)  
この規程は、平成2年9月1日から施行する。

附 則 (平成2年12月12日公安委員会規程第2号)  
この規程は、平成3年1月1日から施行する。

附 則 (平成3年3月27日公安委員会規程第2号)  
この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年5月22日公安委員会規程第3号)  
この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年7月1日公安委員会規程第4号)  
この規程は、平成3年7月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月27日公安委員会規程第3号)  
この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年5月10日公安委員会規程第1号)  
この規程は、平成6年5月10日から施行する。

附 則 (平成6年8月3日公安委員会規程第2号)  
この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年9月30日公安委員会規程第3号)  
この規程は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 (平成6年12月14日公安委員会規程第4号)  
この規程は、平成6年12月14日から施行する。

附 則 (平成7年6月8日公安委員会規程第1号)  
この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年8月23日公安委員会規程第2号)  
この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年11月30日公安委員会規程第3号)  
この規程は、平成7年12月1日から施行する。

附 則 (平成7年12月13日公安委員会規程第4号)  
この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年5月30日公安委員会規程第2号)  
この規程は、平成8年6月1日から施行する。

附 則 (平成8年6月26日公安委員会規程第4号)  
この規程は、平成8年7月1日から施行する。

附 則 (平成8年6月26日公安委員会規程第6号)  
この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年3月24日公安委員会規程第1号)  
この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年6月25日公安委員会規程第2号)  
この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年11月1日公安委員会規程第3号)  
この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年3月18日公安委員会規程第1号)  
この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年7月16日公安委員会規程第2号)  
この規程は、平成10年10月1日から施行する。

附 則 (平成11年2月17日公安委員会規程第1号)  
この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月11日公安委員会規程第2号)  
この規程は、平成11年3月18日から施行する。

附 則 (平成12年6月30日公安委員会規程第2号)  
この規程は、平成12年7月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月6日公安委員会規程第3号)  
この規程は、平成12年12月6日から施行する。

附 則 (平成13年3月19日公安委員会規程第1号)  
この規程は、平成13年3月29日から施行する。

附 則 (平成13年6月27日公安委員会規程第5号)  
この規程は、平成13年6月27日から施行する。

附 則 (平成13年9月26日公安委員会規程第6号)  
この規程は、平成13年10月1日から施行する。

附 則 (平成14年5月22日公安委員会規程第3号)  
この規程は、平成14年5月22日から施行する。

附 則 (平成15年4月9日公安委員会規程第1号)  
この規程は、平成15年4月9日から施行する。

附 則 (平成15年6月12日公安委員会規程第2号)  
この規程は、平成15年7月1日から施行する。

附 則 (平成15年12月10日公安委員会規程第7号)  
この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年3月18日公安委員会規程第1号)  
この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年5月12日公安委員会規程第2号)  
この規程は、平成16年7月1日から施行する。

附 則 (平成16年11月1日公安委員会規程第3号)  
この規程は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成17年5月25日公安委員会規程第3号)  
この規程は、平成17年6月1日から施行する。

附 則 (平成17年11月7日公安委員会規程第5号)  
この規程は、平成17年11月21日から施行する。

附 則 (平成18年3月9日公安委員会規程第2号)  
この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年5月24日公安委員会規程第4号)  
この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則 (平成19年5月31日公安委員会規程第2号)  
この規程は、平成19年6月1日から施行する。ただし、別表の1の5及び別表の10の改正規程は、平成19年6月2日から施行する。

附 則 (平成19年12月5日公安委員会規程第6号)  
この規程は、平成19年12月10日から施行する。

附 則 (平成20年2月27日公安委員会規程第1号)  
この規程は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日公安委員会規程第3号)  
この規程は、平成20年4月1日から施行する。



附 則 (平成20年5月29日公安委員会規程第5号)  
この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則 (平成20年6月30日公安委員会規程第6号)  
この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成20年7月31日公安委員会規程第7号)  
この規程は、平成20年8月1日から施行する。

附 則 (平成20年11月26日公安委員会規程第9号)  
この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月18日公安委員会規程第11号)  
この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年5月14日公安委員会規程第4号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。ただし、別表の12に1の3の項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(認知機能検査に関する規定の読替え)

- 2 公布の日から同年5月31日までの間は、この規程による改正後の1の3の項の規定中「道交法第97条の2第1項第3号イ及び第101条の4第2項」とあるのは「介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項」と読み替えて同項の規定を適用する。

附 則 (平成21年5月28日公安委員会規程第6号)  
この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月3日公安委員会規程第7号)  
この規程は、平成21年12月4日から施行する。

附 則 (平成22年4月14日公安委員会規程第1号)  
この規程は、平成22年4月19日から施行する。

附 則 (平成23年5月18日公安委員会規程第2号)  
この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月27日公安委員会規程第1号)  
この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年10月29日公安委員会規程第3号)  
この規程は、平成24年10月30日から施行する。

附 則 (平成26年2月19日公安委員会規程第1号)  
この規程は、平成26年3月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月24日公安委員会規程第3号)  
この規程は、平成26年3月24日から施行する。

附 則 (平成26年5月28日公安委員会規程第4号)  
この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月25日公安委員会規程第3号)  
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年8月27日公安委員会規程第4号)  
この規程は、平成27年9月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月22日公安委員会規程第1号)  
この規程中第1条の規定は平成28年3月23日から、第2条の規定は平成28年3月28日から施行する。

附 則 (平成28年6月23日公安委員会規程第5号)  
この規程は、平成28年6月23日から施行する。

附 則 (平成28年11月24日公安委員会規程第7号)  
この規程は、平成28年11月30日から施行する。

附 則 (平成29年2月22日公安委員会規程第2号)  
この規程は、平成29年3月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月6日公安委員会規程第3号)  
この規程は、平成29年3月12日から施行する。

附 則 (平成29年3月23日公安委員会規程第5号)  
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年5月25日公安委員会規程第6号)

この規程は、平成29年6月14日から施行する。

附 則 （平成29年6月14日公安委員会規程第7号）  
この規程は、平成29年6月14日から施行する。

附 則 （平成30年10月17日公安委員会規程第2号）  
この規程は、平成30年10月24日から施行する。

附 則 （平成30年12月19日公安委員会規程第3号）  
この規程は、平成30年12月19日から施行する。

附 則 （令和元年12月19日公安委員会規程第2号）  
この規程は、令和2年3月2日から施行する。

附 則 （令和2年3月26日公安委員会規程第4号）  
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 （令和2年11月25日公安委員会規程第9号）  
この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則 （令和3年3月10日公安委員会規程第2号）  
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 （令和4年3月9日公安委員会規程第1号）  
この規程は、令和4年3月10日から施行する。

附 則 （令和4年3月11日公安委員会規程第2号）  
この規程は、令和4年3月15日から施行する。

<別表略>